

緊急開催

Farbe

衝撃的な借地権評価実務の動向を検証!!

土地の無償返還届出書が 提出されていない 地代0円である 貸宅地の評価について

～諸論点と最新的话题を分析・確認する～

相続税等の財産評価に関心をお持ちの諸兄にお尋ねいたします。

地主が個人(甲)、使用者が法人(甲主宰の同族会社)で建物所有目的の土地の賃借契約が締結された場合において、その後における甲の相続開始時における同土地の価額及び同土地上に存する権利の価額の算定はどのようにすればよいのでしょうか。

講師

笹岡 宏保氏

笹岡会計事務所 所長
税理士

1962年兵庫県神戸市出身。1981年関西大学経済学部入学。1983年大原簿記専門学校非常勤講師就任。1984年税理士試験合格。1985年関西大学経済学部卒業。その後、会計事務所に勤務(主に相続・譲渡等の資産税部門の業務を担当)。1991年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税講師、民間研修機関の講師として活躍している。

【主要著書】

- ◆『Q&A 税理士のための税務判断実務マニュアル』(清文社)
- ◆『難解事例から探る 財産評価のキーポイント』第1集～第6集(ぎょうせい) ほか



東京会場

オンラインLIVE

12/11(木) 13:30-16:30
(約3時間)

申込期限

12/5(金)

会場

- ・ビジョンセンター浜松町 5階G室
- ・オンラインLIVE

定員

- ・会場:先着40名
- ・オンライン:無制限

受講料
(税込)

一般

東京会場

オンラインLIVE

10,000円

無料

- ・資産税ビジョン会員
- ・資産税実務2025全講座受講者

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

相続税等の財産評価に関心をお持ちの諸兄にお尋ねいたします。

地主が個人(甲)、使用者が法人(甲主宰の同族会社)で建物所有目的の土地の賃借契約が締結された場合(条件は、下記のとおりとします)において、その後における甲の相続開始時における同土地の価額及び同土地上に存する権利の価額の算定はどのようにすればよいのでしょうか。

(土地の賃借契約時)

【土地の価額(通常取引価額)】	150,000千円
【土地の価額(相続税評価額)】	120,000千円
【借地権割合】	60%
【実際に採用された方法】	「土地の無償返還に関する届出書」を提出せず、地代は0円とする。

(土地所有者(甲)に係る相続開始時)

土地の賃借契約締結の20年後に土地所有者に相続開始があった。相続開始時における土地の価額(相続税評価額は300,000千円、借地権割合は60%であるものとする。

上記の土地評価について、最新の資料も交えて、借地権評価実務の動向を講師の私見を交えて、解説いたします。

師走の御多用な折ですが、ご興味をお持ちの諸兄のご参加をお待ちしております。

会場案内

ビジョンセンター浜松町 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分
・東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 03-5539-3751

HPからのお申込みはこちら <https://farbe-net.com>

12/11(木)「土地の無償返還届出書が提出されていない地代0円である貸宅地の評価について」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

☐ 会場受講 (10,000円) ☐ オンラインLIVE (10,000円)

会員種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

☐ 資産税ビジョン 会員 ☐ 資産税実務2025全講座受講者 ☐ 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX

E-mail